

## 消防設備点検業務仕様書

### 1 業務概要

本業務は、守口市ストックヤードに設置されている消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定により、機器点検及び総合点検を実施するものである。

### 2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 業務対象施設

守口市ストックヤード

守口市寺方錦通4丁目9番12号

### 4 業務対象

ストックヤード内の消防設備

【表-1、別紙1参照】

### 5 業務内容

#### (1) 業務目的

ア 本業務は、防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態に資することを目的とする。

イ 「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検を実施する事。

#### (2) 点検

ア 点検の基準、期間及び結果報告は、表-1によるほか、次に定めるところによる。

(ア) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)

(イ) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)

(ウ) 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)

イ 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表－1に定める資格を有する者が行うものとする。

表－1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格者		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器点検	総合点検
消防の用 に供する 設備	消火設備	消火器具	第6類	第1類	6カ月	1年
	避難設備	誘導灯	第4類 第7類 <sup>※1</sup>	第2類	6カ月	

※1 第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

## 6 業務実施時期

実施日については上記、表-1に基づき発注者と打合せて決定すること。

1 回目は契約後速やかに実施するものとする。

## 7 業務実施における一般事項

(1) 「5 業務内容(1)イ」に示す点検を実施し、その結果の報告書を提出すること。

(2) 保守の範囲

特記仕様書に示す点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃を実施すること

イ 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合は調整すること

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合は、増締めすること

(3) 受注者の負担の範囲

ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部材、材料等は、受注者の負担とする。

エ 本仕様書に基づく保守以外の整備が必要な場合の使用部品は、発注者の負担とする。なお、これに係る作業費は委託の範囲とする。

## 8 業務管理

### (1) 業務員の要件

ア 表－1の免許保有者であること。

イ 受注者は、業務員の中から業務責任者を定め発注者に届け出ること。

また、責任者を変更した場合も同様とする。

ウ 業務責任者は、業務目的、作業内容、発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

## 9 提出書類

業務終了後、点検報告書を作成し、施設の消防用設備等の位置を平面図に明記したものを添付して速やかに提出すること（A4版：1部）。

また、平面図はデータ（PDF）でも提出すること。

## 10 その他

(1) 点検の実施にあたっては、発注者と協議を行うこと。

(2) 業務期間中に不具合が発生した場合、発注者の要請に速やかに対応出来る体制を確保すること。

(3) 本業務の履行に於いては、環境負荷の低減に努めること。

(4) 本仕様書について不明な点がある場合は、発注者に確認の上、業務漏れがないようにすること。

# 別紙1. 消防設備配置図

